特定非営利活動法人東京日本・ロシア協会　定款

第1章　総則

（名称）

第1条　この法人は、特定非営利活動法人東京日本・ロシア協会といい、略称を東京日ロ協会とする。また、露文名を、Общество «Токио-Япония-Россия»といい、英文名をJapan-Russia Friendship Society of Tokyoといい、英文略称をJRTとする。

（事務所）

第2条　この法人は、主たる事務所を東京都港区麻布台三丁目４－１０麻布誠工社ビル３階A号室に置く。

（目的）

第3条　この法人は、日本とロシア連邦の間（必要に応じてロシア以外の旧ソ連邦構成国を含む）の人的、文化的、学術的、経済的交流等を通じて両国の友好親善、経済協力関係等の促進をはかることを目的とする。

（活動の種類）

第4条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の活動を行う。

(1)　保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2)　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
(3)　環境の保全を図る活動
(4)　国際協力の活動
(5)　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第5条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1)　ロシアに関する情報収集、調査、研究
(2)　ロシア及び日露関係に関する知識、情報の普及及び啓発
(3)　日ロ両国の友好親善、交流促進のための各種催事の開催、後援、支援
(4)　日ロ両国の友好親善、交流促進のための国際的な支援、協力
(5)　前各号に掲げる活動を行う他団体への支援、協力
(6)　その他この法人の目的を達成するのに必要な事業

第2章　会員

（種別）

第6条　この法人の会員は、次の２種とし、一般会員及び賛助会員をもって特定非営利活動法人（以下「法」という。）上の社員とする。

(1)　一般会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人

(2)　賛助会員　　この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

（入会）

第7条　会員の入会について、特に条件は定めない。

2　この法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

3　会長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4　会長は、第２項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条　会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2　次の各号の一に該当する者は、理事会の議決により、会費を免除することが出来る。

(1)　高齢、病身その他合理的な理由により、理事会に会費免除の申請があった会員。

(2)　この法人に対し特別な功績ある者で、理事より推薦があった場合。

（会員の資格の喪失）

第9条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)　退会届の提出をしたとき。

(2)　本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)　２年以上会費を滞納したとき。

(4)　除名されたとき。

（退会）

第10条　会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1)　この定款に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない

（拠出金品の不返還）

第12条　既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第3章　役員

（種別及び定数）

第13条　この法人に次の役員を置く。

(1)　理事　３人以上

(2)　監事　１人以上

2　理事のうち、１人を会長とし、副会長を５人以内置くことができる。

（選任等）

第14条　理事及び監事は、総会において選任する。

2　会長及び副会長は、理事の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

4　特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）

第15条　会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　会長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3　副会長及びその他の理事は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

4　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ

ること。

（任期等）

第16条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

2　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第18条　役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1)　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第19条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

（顧問等）

第20条　この法人に役員の外に最高顧問、顧問、名誉顧問、名誉会長、名誉副会長を若干名置くことが出来る。

2　最高顧問、顧問、名誉顧問、名誉会長、名誉副会長は理事が推薦し、理事会の決議を経て任命する。

第4章　会議

（種別）

第21条　この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。

2　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第22条　総会は、一般会員及び賛助会員をもって構成する。

（総会の権能）

第23条　総会は、以下の事項について議決する。

(1)　定款の変更
(2)　解散及び合併
(3)　会員の除名
(4)　事業報告及び決算
(5)　役員の選任又は解任、役員の職務及び報酬
(6)　解散における残余財産の帰属
(7)　その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第24条　通常総会は、毎年１回開催する。

2　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1)　理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
(2)　一般会員及び賛助会員総数の３分の１以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
(3)　監事が第 15 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第25条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、会長が招集する。

2　会長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、開催日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第26条　総会の議長は、その総会に出席した一般会員及び賛助会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第27条　総会は、一般会員及び賛助会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第28条　総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事

項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員及び賛助会員の２分の１以上の同意があった場合は、この限りではない。

2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員及び賛助会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会の表決権等）

第29条　各一般会員及び賛助会員の表決権は、平等なものとする。

2　やむを得ない理由により総会に出席できない一般会員及び賛助会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員若しくは賛助会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した一般会員及び賛助会員は、前２条、次条第１項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員及び賛助会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第30条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　一般会員及び賛助会員総数、またその出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人２人以上が、記名押印又は署名しなければならない。

（理事会の構成）

第31条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第32条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)　その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第33条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1)　会長が必要と認めたとき。

(2)　理事総数の３分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面により

招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第34条　理事会は、会長が招集する。

2　会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、開催日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第35条　理事会の議長は、会長若しくは会長が指名した者がこれにあたる。

（理事会の議決）

第36条　理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の３分の２以上の同意があった場合は、この限りではない。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の表決権等）

第37条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第38条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第5章　資産

（資産の構成）

第39条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立当初の財産目録に記載された資産

(2)　入会金及び会費

(3)　寄付金品

(4)　財産から生じる収入

(5)　事業に伴う収入

(6)　その他の収入

（資産の区分）

第40条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）

第41条　この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第6章　会計

（会計の原則）

第42条　この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）

第43条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

（事業年度）

第44条　この法人の事業年度は、毎年１月１日に始まり、同年１２月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）

第45条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第46条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費）

第47条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第48条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第49条　この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第50条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第51条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員及び賛助会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第52条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議

(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)　一般会員及び賛助会員の欠亡

(4)　合併

(5)　破産手続開始の決定

(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員及び賛助会員総数の４分の３以上の議決を経なければならない。

3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第53条　　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

（合併）

第54条　　この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員及び賛助会員総数の４分の３以上の議決を経なければならない。

第8章　公告の方法

（公告の方法）

第55条　　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の掲示場に掲示して行う。

第9章　事務局

（事務局の設置）

第56条　　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2　事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

（職員の任免）

第57条　　事務局長の任免は、会長が行う。

2　職員の任免は、事務局長が行う。

（組織及び運営）

第58条　　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第10章　雑則（細則）

（細則）

第59条　　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経

て、会長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員（理事・監事）は、次のとおりとする。

会長	半田　晴久
理事	小澤　洋介
理事	福井　浩一
監事	治田　秀夫

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成２７年３月３１日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成２６年１２月３１日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
   (1)　入会金　一般会員（個人）、賛助会員（個人、団体）ともに0円
   (2)　年会費
   ①一般会員（個人）　1,000円
   ②賛助会員（個人、団体）　一口100,000円（一口以上）
7. この法人の設立当初の主たる事務所の所在地は、東京都杉並区西荻南２丁目１８番９号菱研ビル２階とする。

附則

この定款は、平成２７年１２月１８日から施行する。